

宮城県保育士再就職準備金貸付事業 募集概要

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

1 事業の目的

保育士資格を有し、保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、再就職準備に必要な費用を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

2 貸付対象者

次の全てを満たす保育士資格を有する方が対象となります。

- ①宮城県内に住民登録をしている方
- ②保育士登録後1年以上経過した方
- ③以下の施設又は事業を離職後1年以上経過した方又は事業に勤務経験のない方
 - イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ロ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ハ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ニ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - ホ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- ④他都道府県が実施する当該貸付金を借り受けていない方
- ⑤県内の指定施設に、平成28年12月19日以降に新たに保育士として勤務する方
(保育士として週30時間以上の勤務が必要です。)

3 貸付金額と利子

再就職準備金 20万円以内（1人1回限りです。）

- 貸付対象費用
- ・就職によって転居が伴う場合の転居費用
 - ・転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料等
 - ・就職後、業務に従事する際に使用する被服費
 - ・業務に関する研修を受けた際の研修費用
 - ・通勤に要する自転車等の購入費 等

利 子 無利子

4 貸付金返還の免除

宮城県内の保育所等の指定施設において2年間継続して保育士として業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

5 貸付の人数

35人(先着順)

6 申請の手続き方法

貸付希望者は申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。

<問い合わせ>

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 地域福祉部総合相談課 貸付事業担当
連絡先 ☎ 022-399-8844)